

【重要】

令和4年8月31日

関係者各位

再生債務者 株式会社MTGOX
再生管財人 弁護士 小林 信 明

再生債権の譲渡等の禁止に関するご案内

弁済に向けた手続に関し、重要な情報が含まれますので、再生債権者の皆様は必ず、内容をご確認ください。

1. 再生債権の譲渡等を制限する期間の設定について

現在、再生管財人は、令和3年11月16日付で東京地方裁判所（以下「裁判所」といいます。）の認可決定が確定し成立した再生計画（以下「本再生計画」といいます。）に従った弁済（以下「本件弁済」といいます。）に向けて準備を進めております。

令和4年7月6日付「弁済に向けた手続に関するご案内」にてお伝えしたとおり、再生管財人は、本件弁済を安全かつ確実に実施するため、本再生計画の規定に基づき、裁判所の許可を得て、再生債権の譲渡、移転若しくは承継等、担保設定、又はその他の方法による処分を禁止する期間（以下「譲渡等禁止基準期間」といいます。）を設定いたしました。

具体的な譲渡等禁止基準期間及び譲渡等禁止基準期間中の本件弁済に向けた手続への影響等は以下に記載のとおりとなります。

2. 譲渡等禁止基準期間の始期及び終期について

裁判所の許可をもって設定された譲渡等禁止基準期間は以下のとおりです。

始期：令和4年9月15日（日本時間）

終期：基本弁済期限日¹（ただし、本再生計画4.7.2.4.1.（3）又は4.7.3.（3）

¹ 基本弁済期限日は、再生管財人が相当と判断し、かつ裁判所の許可を得た期限日を指し（本再生計画4.3.1.1.）、追って指定いたします。また、早期一括弁済の期限日は基本弁済期限日と同じであり（本再生計画4.3.4.2.）、今後裁判所の許可を得て定める予定の中間弁済の期限日も基本弁済期限日と同じ日とする想定ですので、基本弁済期限日を基準に譲渡等禁止基準期間を定めることで、第1回に行う弁済全体の

【重要】

の規定に基づく弁済期²が基本弁済期限日より後に定められた場合には、当該弁済期をいう。また、裁判所の許可を得て基本弁済期限日が変更された場合には、当該変更後の基本弁済期限日をいう。)

3. 譲渡等禁止基準期間中の取扱い等について

(1) 債権譲渡手続申請受付の停止

譲渡等禁止基準期間中は、再生債権届出システム（「<https://claims.mtgox.com/>」のURLからアクセスできるシステムをいい、以下「本システム」といいます。）の債権譲渡手続の申請機能、債権譲渡手続申請専用の再生管財人のメールアドレスへのメールの送付、その他一切の方法に基づく債権譲渡手続申請の受付を停止いたします。

(2) 譲渡等禁止基準期間中に債権譲渡通知がなされた場合の取扱い

譲渡等禁止基準期間中に再生管財人に対して債権譲渡通知がなされた場合、再生管財人において弁済すべき相手方を判断することができず、安全かつ確実な本件弁済の実施に支障が生じるおそれがあることから、譲渡人及び譲受人双方の本システムのアクセスを停止することを予定しています。そのため、再生債権者において、本再生計画に基づく弁済方法の選択や弁済先情報の登録等が行えないこととなり、また、既に譲渡人によって登録された弁済先情報は原則として無効なものとして削除せざるを得なくなります。その結果、希望する本件弁済を受けられないおそれや、本件弁済の受領時期が他の再生債権者と比べて大幅に遅れるおそれが生じ、最悪の場合には、本件弁済によって支払われるべき弁済金が法令の規定に基づき東京法務局へ供託されるおそれもあります。

再生債務者及び再生管財人は、譲渡等禁止基準期間中に債権譲渡通知がなされたことに起因又は関連して生じる又は生じる可能性があるあらゆる損害等について、如何なる場合も、また、再生債権者その他如何なる者に対しても一切の責任を負いません。

再生債権者の皆様が、本件弁済の安全かつ確実な実施にご理解をいただき、思わぬ不利益を受けることがないように、譲渡等禁止基準期間中に再生債権を譲渡しないようお願いいたします。

以上

期限日が譲渡等禁止基準期間の終期となります。

² 仮想通貨を再生管財人が売却して得た金銭で弁済する場合には、売却に一定期間を要する可能性があることから、他の確定再生債権の弁済期とは異なる弁済期を裁判所の許可を得て定められることとなっております。